**給付（旧制度）**

**2022年度　JASSO給付奨学金「継続願」入力手続における注意事項**

1. **提出が必要な書類について**

◆生計維持者の住民税（非）課税証明書

対象者：給付奨学生全員（申請時に生計維持者のマイナンバーを提出済みの方は提出不要です。）

◆自宅外通学に関する証明書

対象者：自宅外月額の支給を受けている方

1. **生計維持者の課税状況について <「Ｈ－経済状況」>**

マイナンバーを提出していない学生は、生計維持者の住民税（市区町村民税）課税情報を入力する必要があります。実際の課税金額（市民税所得割額）を入力してください。

1. **併用貸与者について**

貸与奨学金（第一種と第二種）の貸与を受けている方は、それぞれの奨学生番号ごとに継続願の入力が必要です。忘れずに手続をしてください。

1. **送信後の受付番号について**

全ての項目を入力し情報を送信すると、１６桁の受付番号が表示されますので、必ずメモを取るなど

して控えてください。また１度送信した情報は訂正が出来ませんので、必ず送信前に内容を確認してください。

1. **適格認定について**

皆さんから継続願が提出された後、大学において**「適格認定」**を行います。皆さんの人物・学業・経済状況を確認し、**「継続」「警告」「停止」「廃止」**のいずれかに認定します。認定区分によっては、４月以降の奨学金が入金されません。

1. **入力期限について**

**２０２３年１月３１日（火）２５:００まで**（年末年始は入力が出来ません。）

指定期限までに手続が完了されない場合は、自動的に「廃止」となります。「復活」は出来ません

ので、十分ご注意ください。

1. **国の高等教育修学支援制度について**

2021年度から申請が可能となった、**「高等教育の修学支援新制度」へ申請を希望する場合も、今回の継続の手続きは「継続を希望する」で必ず行ってください。**